

平成31年度
四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針

平成31年度 工事における実施方針

公共工事の品質を確保するため、価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図るとともに、四国の地域性を踏まえ、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

◆受注状況

○受注工事が一社に集中する状況にはなく、**受注者の極端な偏在はみられない。**

◆工事品質の確保

○「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において、より技術力を求める「技術提案評価型」が工事成績が高くなっており、**技術力の評価が品質確保において有効に機能している。**

◆担い手の確保

○技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任（監理）技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任（監理）技術者の**実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準**となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

◆その他、現状の評価項目等の分析

○**評価点獲得率が高いほど工事成績も高い**傾向があることが確認できた。

○各評価項目及び配点は、**落札者の優位性が担保**される評価内容となっている。

○**応札者数が減少傾向にある工種があり**、当該工種について企業の入札参加意欲を向上させる取組が必要。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、引き続き以下の4項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

1. 担い手確保による働き方改革の推進

【継続】

- ① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）
- ② 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和（途中交代を認める工事の試行）
- ③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ（現場代理人の経験を主任（監理）技術者の経験と同等評価）

【継続（試行件数の拡大）】

- ③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ（担当技術者の経験を主任（監理）技術者等の経験と同等評価）
- ③-3 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅲ（配置予定技術者の年齢を加点評価）

【新規】

- ③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ（40歳以下の担当技術者の配置を加点評価）
- ④ 建設シニアの配置を促す評価方式（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）
- ⑤ 週休2日履行証明書交付（「履行証明書」を交付された企業の加点評価）

2. 生産性向上への取組

【継続（試行件数の拡大）】

- ① 新技術導入促進型（新技術の活用により生産性向上を図る）

【継続（適用範囲の拡大）】

- ② ICT活用工事の推進（ICTの全面的な活用により生産性向上を図る）

【新規】

- ③ ICT活用証明書交付（「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価）

3. 持続性のある地域建設業の育成

【継続】

- ① 企業における工事成績評価期間の延長
- ② 登録基幹技能者配置における加点評価
- ③ 堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価

【継続(評価方式の見直し)】

- ④ 自治体実績評価型（県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行）

【新規】

- ⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)（企業・技術者の成績・表彰を評価しない）
- ⑥ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行（橋梁新設工事で橋梁補修工事等の実績を評価）

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

【継続(試行件数の拡大)】

- ① 余裕期間制度
- ② 簡易確認型
- ③ 一括審査方式

【継続(評価方式の見直し)】

- ④ 段階選抜方式（配置予定技術者に求める同種工事の経験を1件に緩和）

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

① 段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行【継続】

建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を継続実施。

WTO対象の一般土木（トンネル等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

段階選抜方式の1次審査において、技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業を加点（1点）評価する。

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等） | 一般土木AB等級取得の取得状況： 6企業 |
| ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） | 一般土木AB等級企業の取得状況： 16企業 |
| ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | 一般土木AB等級企業の取得状況： 0企業 |

◆近年の取り組み

- ・平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- ・平成31年度も引き続き試行を継続する。

② 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事【継続】

全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間（足場等存置期間）」「専任期間（現場施工期間）」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。なお、総合評価における技術者評価は「専任期間（現場施工期間）」の配置予定技術者を評価する。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度は、「平成29－30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」において実施。
- ・平成31年度も引き続き大規模な橋梁保全工事等への活用を予定している。

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、平成31年度も引き続き全工事を対象に実施する。

③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ【継続(試行件数の拡大)】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等評価する評価手法について、分任官工事を対象に試行を実施する(対象は、難易度の低い工事[河川・海岸堤防、道路改良等])。

同種工事の施工経験

平成15年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任(監理)技術者等又は担当技術者	10	7	5	3	0
	7	5	3	1	0

同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成22年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	直轄工事	
	主任(監理)技術者等又は担当技術者	より同種性の高い工事
80点以上	30	20
80点未満 78点以上	25	15
78点未満 76点以上	20	10
76点未満 74点以上	15	5
74点未満 72点以上	10	0
72点未満 70点以上	5	0
70点未満	0	0

「同種工事の施工経験」及び「同種工事の工事成績評定通知における評定点」において、**担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等に評価する。**

◆近年の取り組み

- 平成30年度より試行に着手しており、9工事契約済み(H30.12末時点契約工事)担当技術者としての実績を評価した者は5者/5工事(うち2者が受注)
- 平成31年度は、**難易度Ⅱ以下の工事**で、**30件程度の試行を実施**する。

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-3 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅲ 【継続(試行件数の拡大)】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、配置予定技術者の年齢を加点要素とする評価手法について、分任官工事を対象に試行を実施する（③-2の担当技術者経験を同等評価する試行工事との重複は行わない。）。

- 過去3年間における申請時点の全技術者の年齢の約2割を占める **40歳以下 → 最大10点(加点)**
 - 過去3年間における申請時点の主任(監理)技術者の平均年齢である **50歳以上 → 0点(加点なし)**
 - 40歳から50歳までの各年齢において、技術者評価で10点を配分
- ※40歳以下の者の工事成績評価点が平均点相当(76~78点)であった場合と、50歳以上の者の工事成績評価点が満点相当(80点以上)であった場合に同等の評価となる。

◆近年の取り組み

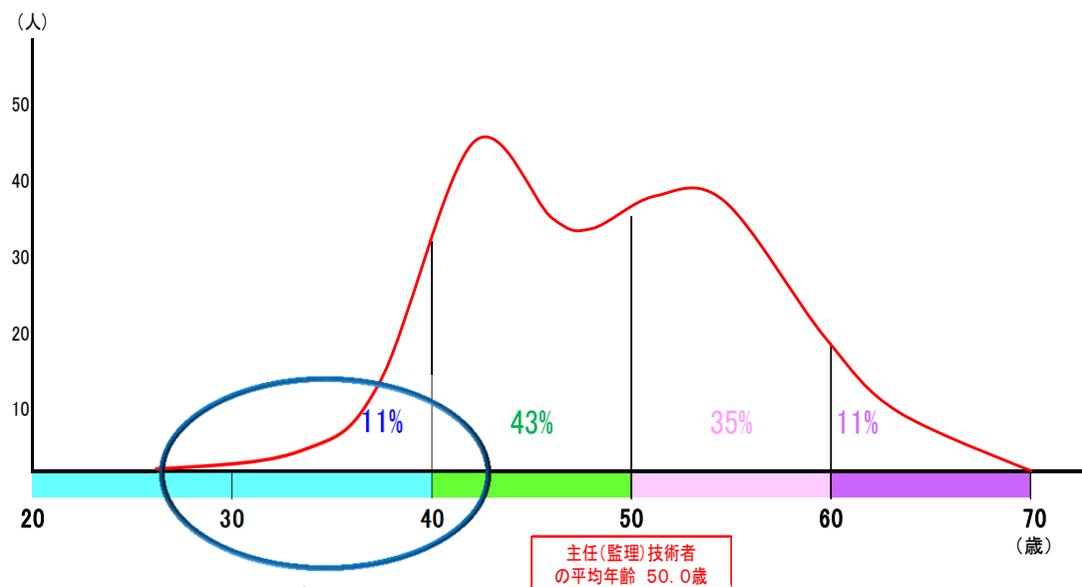
- 平成30年度より試行に着手しており、7工事契約済み(H30.12末時点契約工事)
加点された配置予定技術者は10者/5工事(うち4者が受注)
- 平成31年度は、**難易度Ⅲ以下の工事で、20件程度の試行を実施**する。

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ 【新規】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、一定年齢（40歳）以下の担当技術者の配置を加点評価する評価手法について、分任官工事を対象に試行を実施する。

■ H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



主任（監理）技術者の平均年齢は50歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには、若手技術者（40歳以下：11%）の確保・育成が急務。

■ 実施内容

【対象工事】

- 全工種
- 分任官工事で、10件程度の試行を実施する。

【加点条件】

- 40歳以下の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

その他企業評価において、5点加点する。

【期待される効果】

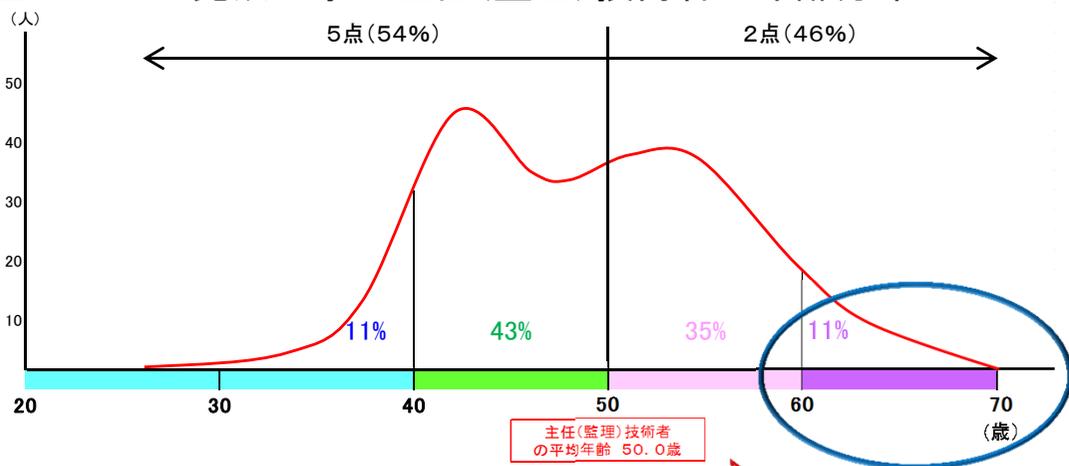
本試行工事の経験を、③-2の担当技術者の経験を主任（監理）技術者等の経験と同等に評価する試行で活用することで、若手技術者の配置を促進する。

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

④建設シニアの配置を促す評価方式の実施【新規】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者の配置を加点評価する評価手法について、分任官工事を対象に試行を実施する。

■H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級
- 分任官工事で、10件程度の試行を実施する。

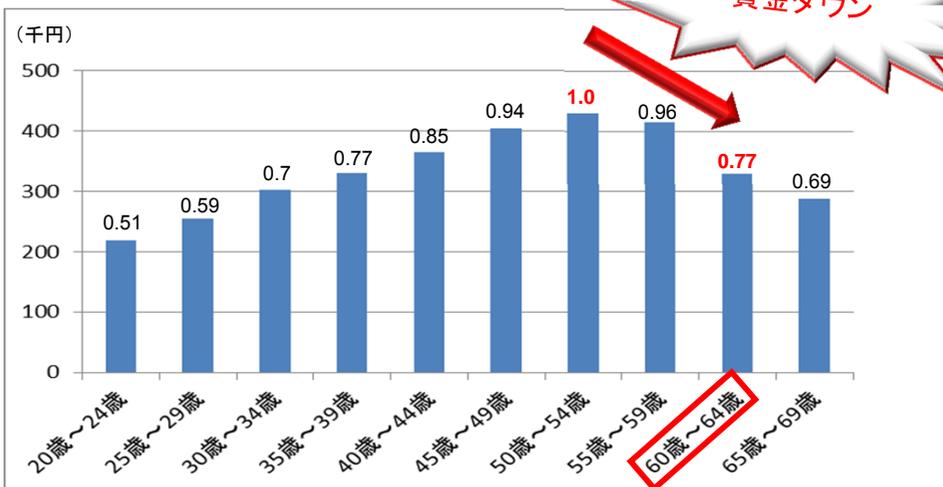
【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

■建設業における年齢別賃金



出典：平成29年賃金構造基本統計調査(厚労省)

※グラフの小数点はピーク比率を示す

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑤週休2日履行証明書交付の取り組み【新規】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「履行証明書」を交付。 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- 平成32年度の総合評価から、「履行証明書」を提出された企業の加点評価を行う。

交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
- 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。

※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、履行証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 平成32年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



総合評価		◆ 企業評価 (その他企業評価)で加点	
評価の視点	評価項目	評価点	
災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5	
	災害時の復旧支援体制	5	
地理的条件	地域内での拠点※	5	
	鋼橋等製作工場の体制※	5	
	AS舗装施工体制※	10	
ICT技術評価	ICT技術の全面的活用※	5	
情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用※	5	
	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
技能者等の活用	登録基幹技術者の活用※	5	
	河川維持管理技術者等の活用※	5	

【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価

- ・ 4週8休以上
 加点評価 3点
- ・ 4週7休以上、4週8休未満
 加点評価 2点
- ・ 4週6休以上、4週7休未満
 加点評価 1点

※工事内容に応じて適宜設定する評価項目

2. 生産性向上への取組

①新技術の導入促進を図る総合評価方式【継続(適用範囲の拡大)】

新技術の活用による生産性向上を図るため、入札参加者から実用段階にある新技術（NETIS登録技術）の提案を求める「新技術導入促進(I)型」の試行を実施。また、研究開発段階にある新技術の提案を求める「新技術導入促進(II)型」についても試行を実施する。

①新技術導入促進Ⅰ型：入札参加者から提出される「新技術活用提案書」を、その他企業評価において加点評価(5点)

◆近年の取り組み

- 平成30年度は、施工能力評価型(Ⅱ型)を対象に14件試行を実施。
- 平成31年度は、**技術提案評価型(S型)にも適用を拡大**。

②新技術導入促進Ⅱ型：新技術の活用を求める「技術提案テーマ」を設定し、技術提案書を評価。

◆近年の取り組み

- 平成29年度は、橋梁下部工事で試行を実施。(テーマ：「固定式水平ジブクレーンの現場内活用について」)
- 平成30年度は、WTO対象のトンネル工事で試行を実施。
テーマ：「AI等を活用したトンネル切羽の地山判定等の手法」に関する技術提案



- 平成31年度は、**鋼橋上部工事やPC橋上部工事にも適用を拡大**。

2. 生産性向上への取組

② ICT活用工事の推進

建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入する。
 平成31年度も、四国管内の適用可能な本官・分任官の工事において引き続き積極的に導入する。

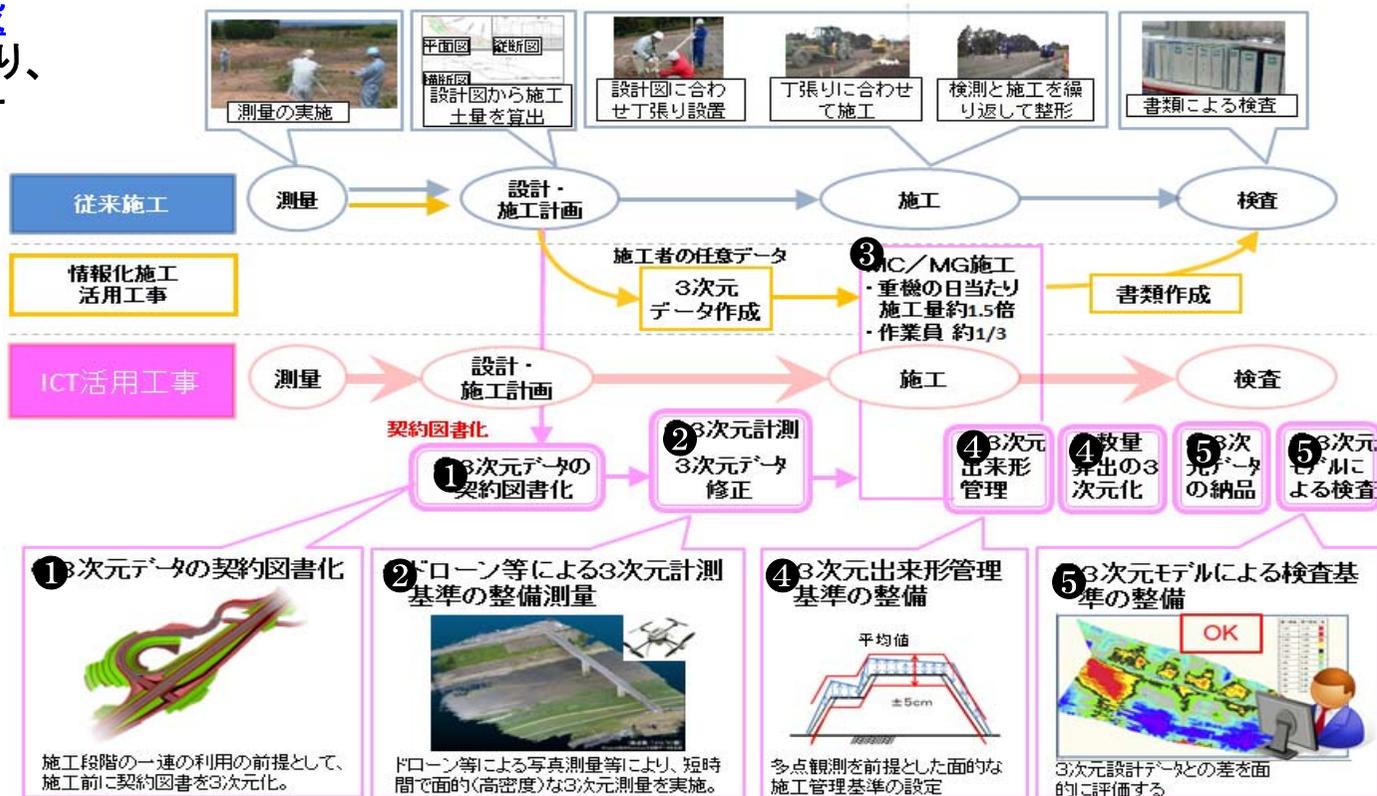
【ICT活用工事】

建設生産プロセスの下記①～⑤の全ての段階においてICTを全面的に活用する工事であり、入札公告・入札説明書と特記仕様書に明示することで対象工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

◆ ICT土工に取り組んだ者からは、「土木のイメージが変わった」「若手技術者のやりがいに繋がった」との意見あり。

※「ICT活用工事」において、左記①～⑤の一連の施工を行うことを「ICT活用施工」という。



2. 生産性向上への取組

② ICT活用工事の推進 【継続(適用範囲の拡大)】

ICT土工の更なる推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施するとともに、施工者希望I型（総合評価で加点）の対象範囲を拡大する。

平成30年度実施件数（公告予定含む）

◆土工	発注者指定型：1件	施工者希望I型：10件	施工者希望II型：16件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望I型：2件	施工者希望II型：1件

平成31年度実施

ICT土工において、平成30年度のICT活用工事の施工実績を踏まえ、

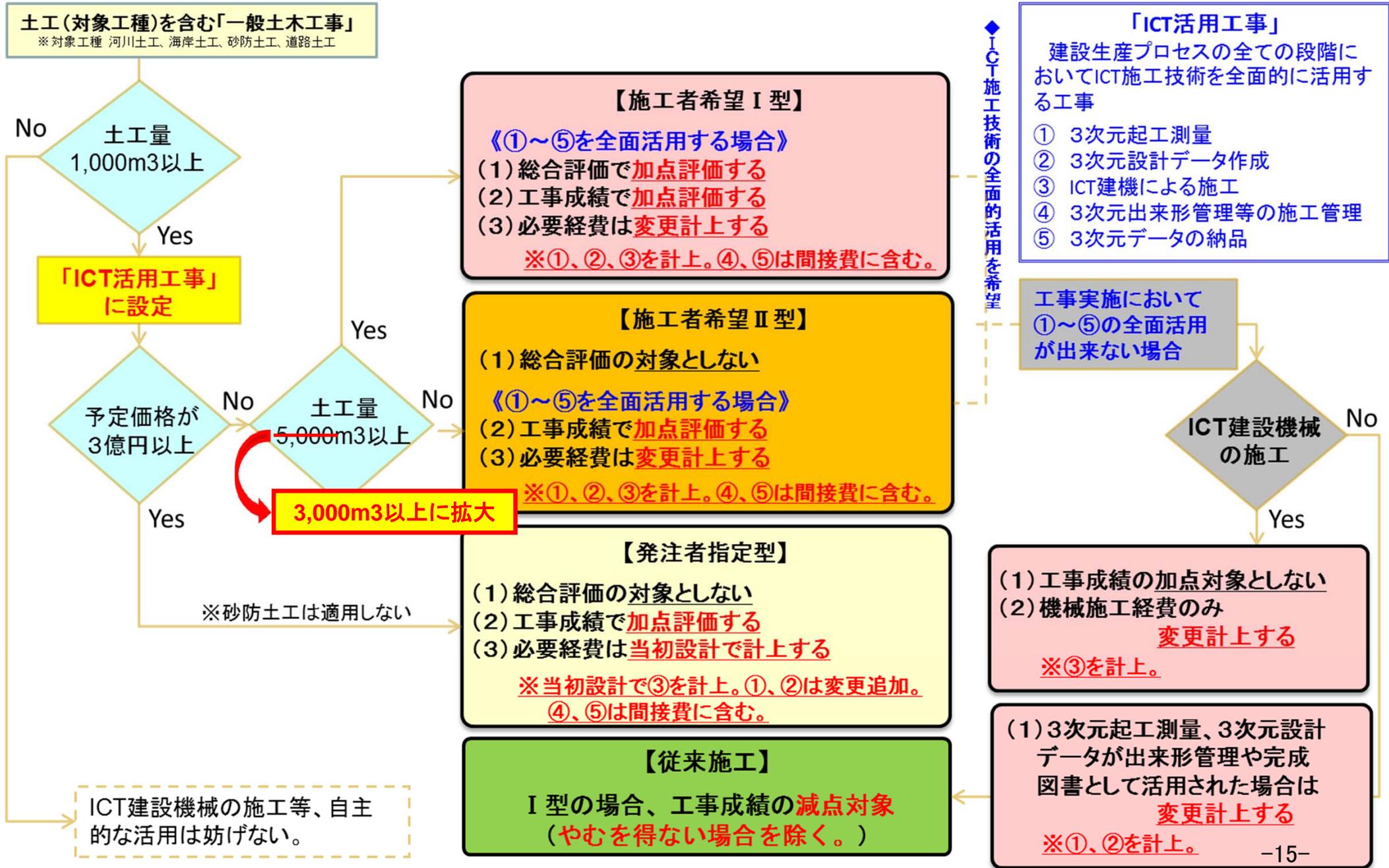
【現状】施工者希望I型（総合評価で加点）対象工事：土工量 5,000m³以上



【拡大】施工者希望I型（総合評価で加点）対象工事：土工量 3,000m³以上に拡大

2. 生産性向上への取組

② ICT活用工事の推進【継続(適用範囲の拡大)】



2. 生産性向上への取組

③ ICT活用証明書交付の取組み【新規】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った監理技術者等に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- 平成32年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う

交付基準

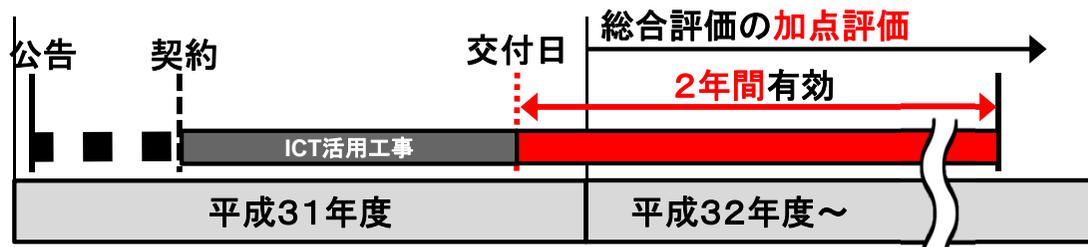
- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、

- ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ ICT建機による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品 を全て実施した工事。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- 平成32年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



<証明書>

I-Construction
国四整〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇
代表者 〇〇 〇〇 殿

国土交通省 四国地方整備局
〇〇河川国道事務所長

ICT活用証明書

当事務所発注の下記工事について、ICT活用工事として証明する。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇改良工事【ICT〇〇工】
工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
契約日：平成〇〇年〇〇月〇〇日
受注者：株式会社 〇〇
(建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇)
監理(主任)技術者：〇〇 〇〇
(生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日)
証明書有効期限：発行日から2年間

監理技術者等の
氏名を記載

本証明書は、四国地方整備局管内の「ICT活用証明書」の評価対象工事において、有効期限内に競争参加資格確認資料提出期限が含まれている場合に加点対象とする。

総合評価

◆ 技術者評価で加点

評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育(CPD)の取り組み状況	配置予定技術者のCPD(継続教育)等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
	ICT全面活用工事の実績	ICT活用証明書の有無	2

3. 持続性のある地域建設業の育成

①企業における工事成績評価期間の延長【継続】

地域の担い手である地元企業の受注機会の拡大を目的として、企業の実績工事成績評価平均点における対象期間を現在の過去2年度間から4年度間に延長する。

◆近年の取り組み

- 平成30年度に一般土木工事C等級を2年度間から4年度間に延長。

【評価対象期間H25～H28における実績有り業者数】

- H27～28の2年度間：120者
- H25～28の4年度間：144者（17%増）
- 年間1件しか受注出来ていない者は46者で全受注者の約4割（H25～28の平均）

※現在、評価期間が4年度間の工事種別は、一般土木B等級・C等級、鋼橋上部A等級、アスファルト舗装A等級及びPCである。

- 平成31年度は延長を継続するとともに、他の工事種別への拡大を検討する。

3. 持続性のある地域建設業の育成

②登録基幹技能者の配置に関する加点措置【継続】

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、維持工事などの工事内容が不確定な工事やWTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。

【平成30年度実施件数】268件

WTOを除く全工事件数中、約82%の工事において実施。

また、対象工事において延べ競争参加者1,275者のうち920者（約72%）の企業が配置。

◆工事成績点に大きく評価は現れてはいないが、登録基幹技能者の従事により、「品質確保の確実性が上がる」「現場の士気が上がる」「安心して監督できる」等、現場の監督職員からは概ね好評。

③堤防維持工事等において河川維持管理技術者等を評価する工事【継続】

台風や地震等の異常気象時における河川管理施設の状況把握等、特別な巡視である「河川巡視工」を行う河川維持工事において、地域の河川に熟知し、維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案を行うことの出来る「河川維持管理技術者等」の評価を引き続き実施する。

◆一般財団法人河川技術者教育振興機構の以下の資格試験(H27年度創設)に合格し、登録した者

- 河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる応用的技術や経験を有するほか、地域の河川に関する知識・経験を有する技術者
- 河川点検士：河川の維持管理における点検等に関する基本的技術・経験を有する技術者

その他企業評価において加点評価

- 河川維持管理技術者の活用 → 5点(加点)
- 河川点検士の活用 → 3点(加点)

近年の取り組み

- 平成30年度実施件数は23工事
加点評価されたのは8者/6工事（うち2者が受注）
- 平成31年度も引き続き試行を実施する。-18-

3. 持続性のある地域建設業の育成

④自治体実績評価型（試行）【継続（評価方式の見直し）】

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

◆近年の取り組み

- 平成27年度から実施しており、平成30年度は16工事契約済み（H30.12末時点契約工事）
 なお、平成30年度実施工事のうち、自治体実績を活用した者は12者/6工事であり、うち2者は受注している。
- 平成31年度は、直轄と自治体に差がある評価項目を見直し、更に同等性を向上させる。（現行型廃止）
 また、維持修繕工事にも適用を拡大する。

【現行の自治体実績評価型の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【平成31年度以降の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

<見直し内容>

- 直轄と自治体を同等に評価する。
- 評価項目として設定しない。

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑤地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行 **【新規】**

直轄実績や県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定される建築関係の工事、機械、電気設備の工事を想定。なお、一般土木工事等でも効果が期待できる案件は適用予定。
- 分任官工事で、各事務所1件程度の試行を実施する。
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「簡易な施工計画」を求めない。

【現行の施工能力評価型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜

評価項目として設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑥ 橋梁補修工事等の実績を評価する試行 **【新規】**

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事及びPC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

※橋梁補修工事等とは、橋梁上部工の補修・耐震補強等を行った工事である。

【実施内容】

- 試行対象工事 : 新設の鋼橋上部工事及びPC橋上部工事（WTO対象案件を除く）
- 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した直轄（四国地整管内）及び四国四県の橋梁補修工事等を対象とする。
- 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）する。

■ その他企業評価

「橋梁補修工事等の実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	橋梁補修工事等の実績の有り（直轄）	5.0	/5.0
	橋梁補修工事等の実績の有り（県）	3.0	
	実績無し	0.0	

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

① 余裕期間制度(試行) 【継続(試行件数の拡大)】

余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

近年の取り組み

◆平成30年度実施件数

- ・発注者指定 26件
- ・任意着手 5件
- ・フレックス 4件

◆平成31年度は
試行件数の拡大を図る。

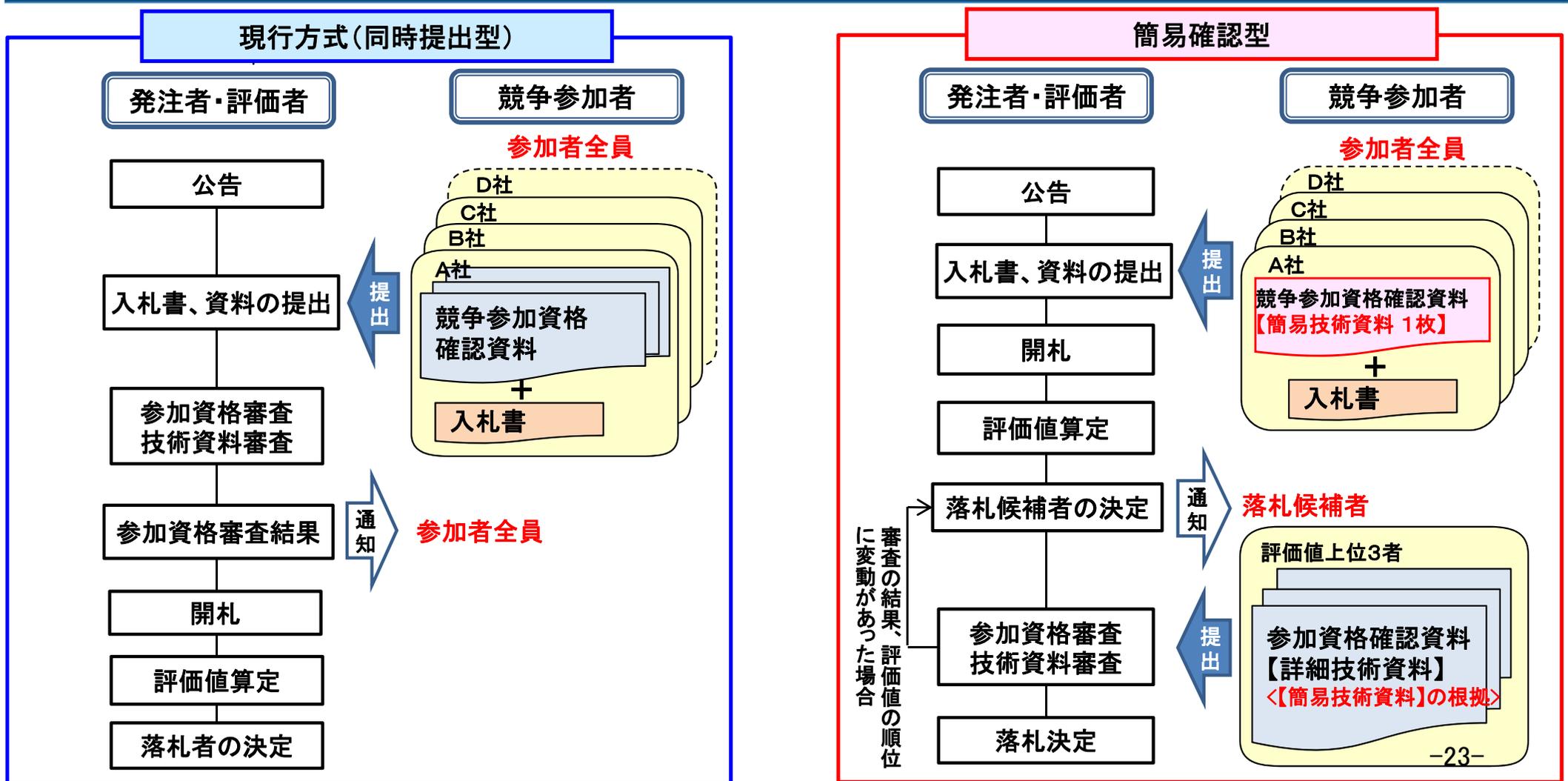


4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

②提出資料簡素化の取組(簡易確認型発注方式)の試行【継続(試行件数の拡大)】

競争参加資格確認資料の作成・審査に係る競争参加者・発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的として、簡易技術資料の内容を審査し落札者を決定する試行工事を実施する。

- 手順1) 競争参加者より提出される競争参加資格確認資料に代えて、【簡易技術資料】を1枚程度提出。
- 手順2) 簡易技術資料と入札価格から評価値を算定、評価値上位3者を落札候補者として、その候補者に競争参加資格確認資料(詳細技術資料)の提出を求める。



4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

③一括審査方式(試行)【継続(試行件数の拡大)】

競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。

平成31年度も引き続き、本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。

◆近年の取り組み

- 平成25年度から実施しており、平成30年度は79件(31組)実施。
- 平成31年度は、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大。

④段階選抜方式【継続(評価方式の見直し)】

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。平成31年度は、WTO対象の一般土木(トンネル等)、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

【段階選抜方式とは】

- 1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み。
- 2次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価(10社程度)により総合評価を実施。

◆近年の取り組み

- 平成22年度から実施しており、平成30年度は1件実施。
- 平成31年度は、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和する。

平成31年度 業務における実施方針



1. 担い手の確保による働き方改革の推進

【継続】

- ① 出産・育児等による休業期間の評価（技術者評価対象期間に当該休業期間を加算）
- ② 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用（国土交通省登録技術者資格（民間資格）を加点評価）
- ③-1 管理（主任）補助技術者の配置Ⅰ
（45歳以下の管理（主任）技術者について管理（主任）補助技術者を配置可能とし、管理（主任）補助技術者を評価）

【継続（試行件数の拡大）】

- ③-2 配置予定技術者の年齢評価の試行（年齢による加点）Ⅱ（管理（主任）管理技術者の年齢により加点評価）

【新規】

- ③-3 配置予定技術者の年齢評価の試行（年齢制限）Ⅲ（管理（主任）技術者の参加要件を45歳以下に設定）

【新規】

- ④ 建設シニアからの技術継承を促す試行（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）

2. 生産性向上への取り組み

【継続（試行件数の拡大）】

- ① 3次元地形測量の実施、大規模構造物設計のBIM/CIM拡大（3次元データの活用により生産性向上を図る）

3. 持続性のある地域建設業の育成

【継続】

- ① 自治体(県)発注業務実績を活用する業務の検討
- ② 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行
(簡易公募総合評価落札方式(簡易型)の業務成績評価を四国地整の実績で評価)

【継続(試行件数の拡大)】

- ③ 四国実績を重視した業務(プロポーザル方式)の試行 (企業・技術者評価において四国地整の実績で評価)

【継続(適用範囲の拡大)】

- ④ 学会表彰の活用 (四国に支部のある学会表彰を加点評価)

【新規】

- ⑤ 地域企業の活用促進(チャレンジ型) (企業・技術者の成績・表彰を評価しない)

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

【継続(試行件数の拡大)】

- ① 一括審査方式の試行

【継続(評価方式の見直し)】

- ② 特定(評価)テーマの評価項目の明確化 (テーマ評価において着眼点の項目数を限定)

【新規】

- ③ 総合評価落札方式 簡易な実施方針の試行 (実施方針の記載内容を簡易化)

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

① 出産・育児等による休業期間の評価【継続】 【対象：全ての発注方式】

- 配置予定技術者の評価（業務実績・成績・表彰）対象期間内に「出産・育児等による休業」期間がある場合は評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。
ただし、休業期間が確認できる資料の写し（取得証明書等）の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合
（確認できる資料の提出があった場合）

■評価対象期間【改定前】

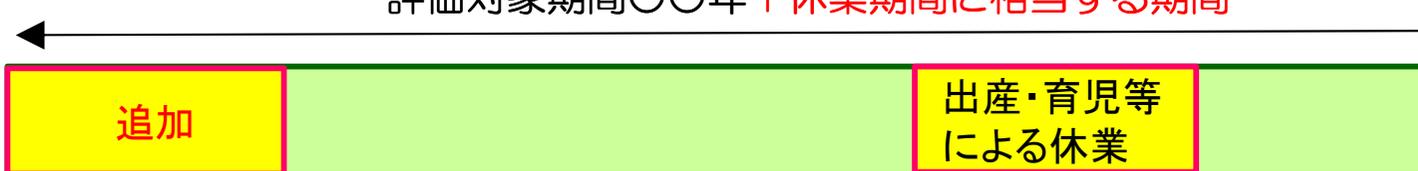
評価対象期間〇〇年



改定前は、休業していたにも関わらず、その期間も評価対象期間とされていた。

■評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇年 + 休業期間に相当する期間



改定後は、休業していた期間に相当する期間を評価対象期間に遡って加える。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度よりすべての業務に適用
- ・平成31年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

②調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用【継続】

【対象：全ての発注方式】

- 一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を導入し、評価基準（技術者資格）において加点評価。
- 登録規程に位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。

登録規程に位置付けがない場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
- ②民間資格
 - ・RCCM
 - ・地質調査技士（地質調査分野に適用）
 - ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】
（土木関係分野に適用）
 - ・コンクリート診断士
（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）
 - ・土木鋼構造診断士
（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

登録規程に位置づけあり

登録規程に位置付けがある場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
 - ②国土交通省登録技術者資格
 - ③上記以外の民間資格
- ※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等

※評価方法

＜管理技術者、照査技術者＞

①→②→③の順位で評価

＜担当技術者＞

①、②は、同等、③は次位で評価

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

②調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用【継続】

◆近年の取り組み

- H28.2に民間資格111資格を追加 (維持管理分野:49資格 計画・調査・設計分野:62資格)
- H29.2に民間資格50資格を追加 (維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:13資格)
- H30.2に民間資格40資格を追加 (維持管理分野:36資格 計画・調査・設計分野:4資格)
- H31.1に民間資格37資格を追加 (維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:なし)

●維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数					計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	
土木機械設備	—	2	0	0	0	2
公園(遊具)	0	4	0	0	0	4
堤防・河道	—	0	0	4	0	4
下水道管路施設	—	1	1	0	0	2
砂防設備	1	1	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	0	6
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	50
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	55
トンネル	5	13	8	3	1	30
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	14
道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8
舗装	—	—	—	9	1	10
小規模附属物	—	—	—	7	2	9
港湾施設	4	0	0	3	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	1
計	50	49	37	36	37	209

●計画・調査・設計分野

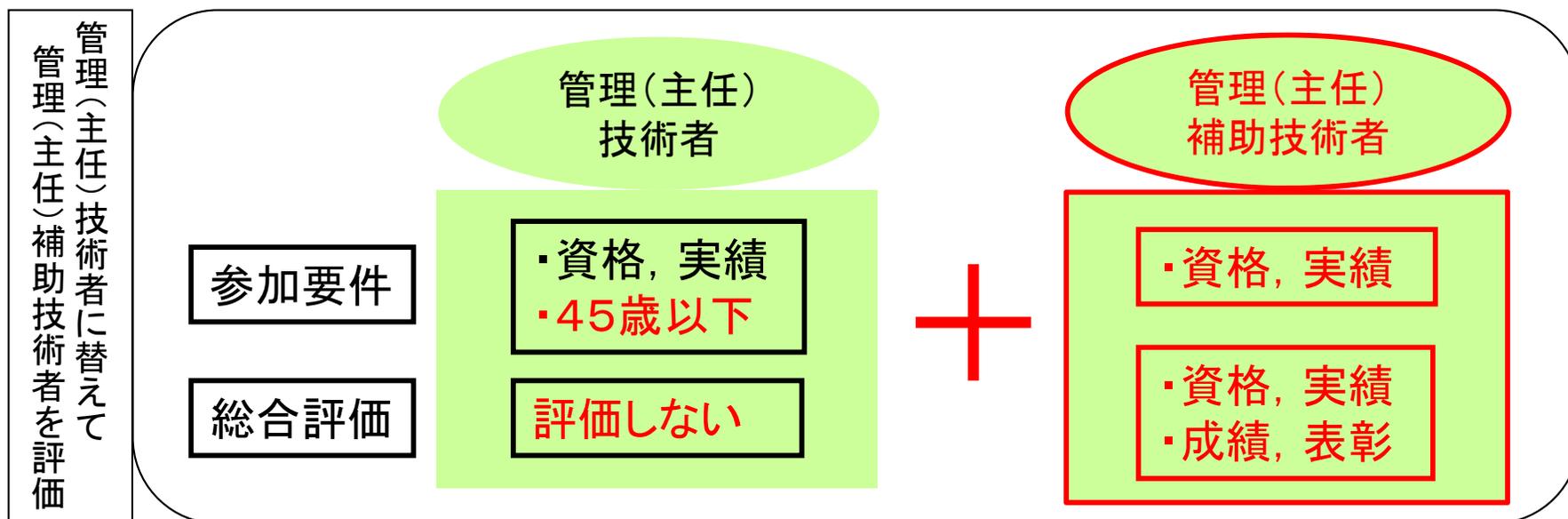
施設等名	登録資格数				計
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	
地質・土質	9	3	1	0	13
宅地防災	—	—	1	0	1
建設環境	2	0	2	0	4
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	1
建設機械	1	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	2
河川・ダム	2	1	0	0	3
下水道	1	0	0	0	1
砂防	2	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	16
道路	3	3	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	3
港湾	14	0	0	0	14
空港	1	0	0	0	1
計	62	13	4	0	79

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-1 管理(主任)補助技術者の配置【継続】 I

【対象:総合評価落札方式(土木コン, 測量, 地質調査) ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として、参加表明書提出期限日時点で45歳以下の者を管理(主任)技術者として配置する際、管理(主任)補助技術者1名を追加配置可能とする。 ※管理(主任)補助技術者は担当技術者として配置。
- 配置予定技術者の評価は、管理(主任)技術者に替えて管理(主任)補助技術者の評価値を採用する。
ただし、管理(主任)技術者が参加表明書提出期限日時点で46歳以上の場合、または管理(主任)補助技術者の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、管理(主任)技術者の評価値を採用する。
- 管理(主任)補助技術者の資格要件、実績要件、手持ち業務量制限は、管理(主任)技術者と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングにおいて、管理(主任)補助技術者による説明・回答の補助を認める。



◆近年の取り組み

- 平成29年度よりすべての業務に適用
- 平成31年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

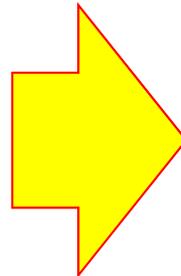
③-2 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢による加点)【継続(試行件数の拡大)】 II

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

○若手技術者の登用促進・育成を目的として、配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施
 次式により加点を行う $加点 = 7点 - (年齢 - 35) \times 0.5点$
 ただし35歳以下の者は加点を7点とし、49歳以上の者は0点とする。
 加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 例:40歳の場合 加点4.5点 → 5点

〔従来〕

成績	国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港部除く)の完了業務平均点で評価	
	A評価 :78点以上	30点(100%)
	A'評価 :76-78点	23点(75%)
	B評価 :74-76点	15点(50%)
	B'評価 :72-74点	11点(35%)
	B''評価 :70-72点	7点(25%)
	B'''評価:68-70点	3点(10%)



〔試行〕

成績	国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港部除く)の完了業務平均点で評価	
	A評価 :78点以上	30点(100%)
	A'評価 :76-78点	23点(75%)
	B評価 :74-76点	15点(50%)
	B'評価 :72-74点	11点(35%)
	B''評価 :70-72点	7点(25%)
	B'''評価:68-70点	3点(10%)

平成29年度
業務平均77.3点

年齢	配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点 次式により加点を行う
	$加点 = 7点 - (年齢 - 35) \times 0.5点$ ただし35歳以下の者は加点を7点とし、49歳以上の者は0点とする。 加点は少数点以下を切り上げ整数とする。

【49歳以上で業務評点のA評定の技術者】=【35歳以下で業務評点の平均(A'評定)の技術者】
 となるよう成績点の不足分を管理技術者の年齢により加点する。

◆近年の取り組み

- 平成30年度より試行を開始し、総合評価落札方式(簡易型)を対象に14件試行実施
- 平成31年度は、各事務所3件程度の試行を実施する

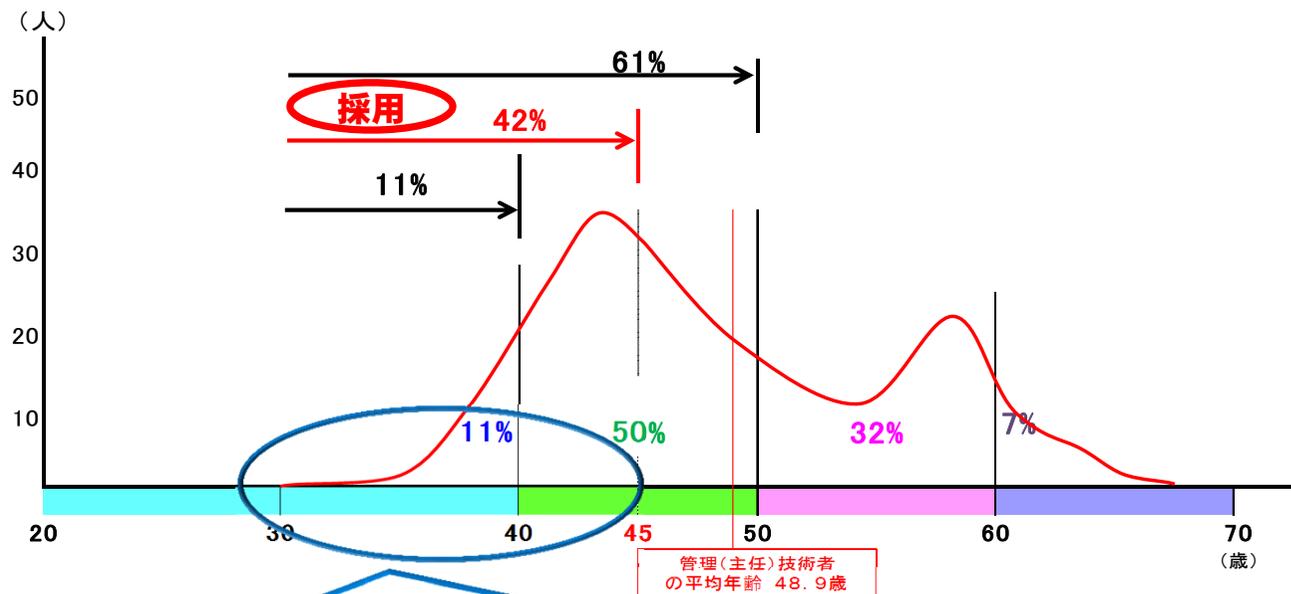
1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)【新規】 III

【対象:総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 配置予定管理技術者の年齢に制限を設け、若手技術者の活躍の場を拡大する。
- 参加表明書提出期限日時点で45歳以下の配置予定管理(主任)技術者のみ参加可能とする。

■H27~29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



管理(主任)技術者の平均年齢は49歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには若手技術者(45歳以下:42%)の確保・育成が急務。

参加要件

総合評価

管理(主任)技術者

・資格, 実績
・45歳以下

・資格, 実績
・成績, 表彰

◆各事務所1件程度の試行を実施する

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

④建設シニアからの技術継承を促す試行【新規】

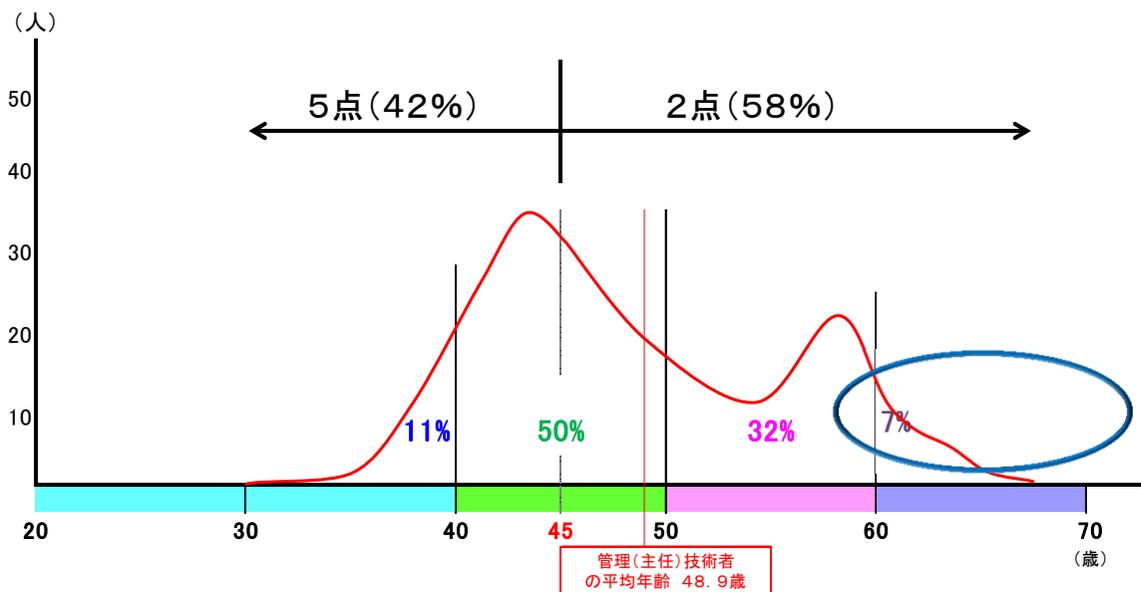
【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 建設シニアの豊富な知識・経験を若手技術者が継承することで、継続的な技術力維持を目的とする。
- 60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。

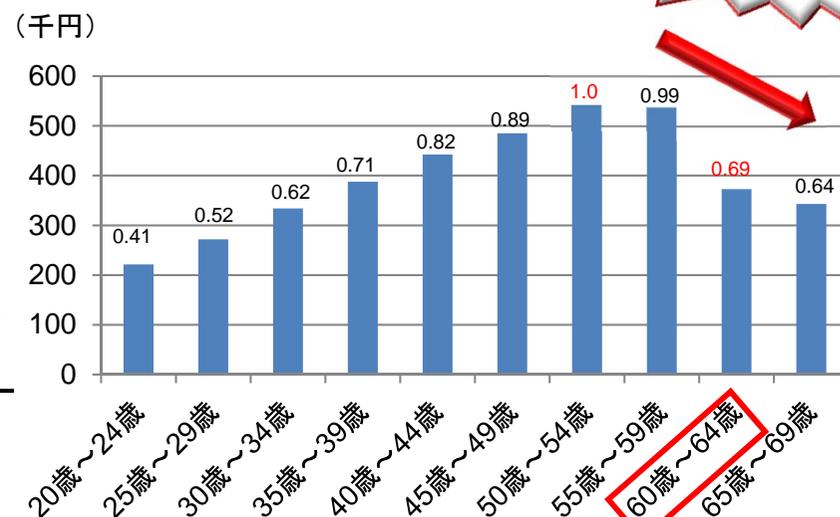
◆加点条件

- ・60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。
- ・担当技術者は過去10年以内に管理(主任)技術者として、同種または類似の実績を有する者であること。
- ・配置予定管理技術者の年齢が45歳以下の場合は5点、45歳を超える場合は2点を加点する。

■H27～29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



■建設コンサルタント(学術研究、専門・技術サービス)における年齢別賃金



◆各事務所1件程度の試行を実施する

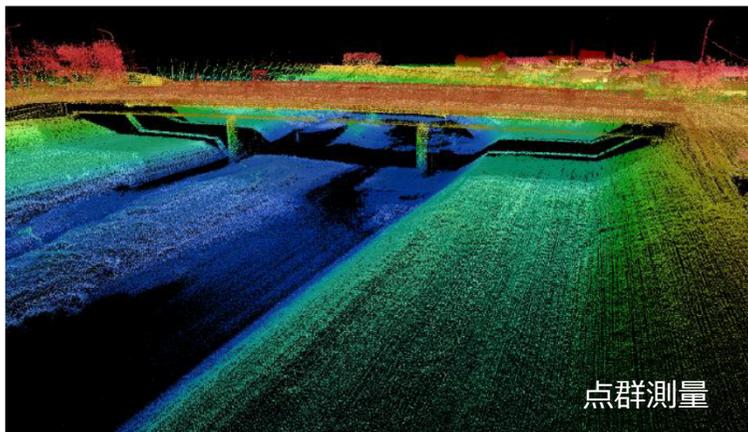
出典：平成29年賃金構造基本統計調査(厚労省) ※グラフの小数点はピーク比率を示す

2. 生産性向上への取組

① 3次元地形測量の実施、大規模構造物設計のBIM/CIM拡大【継続(試行件数の拡大)】

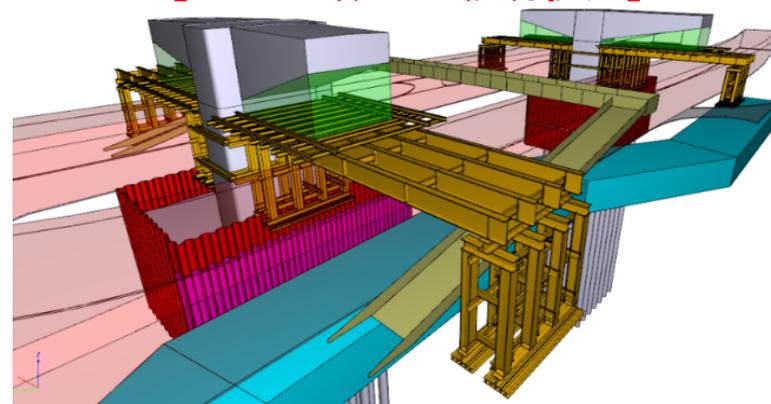
3D測量の促進 (3次元地形測量の実施)

3D測量の実施件数を拡大
【H30 1件 → 試行拡大】



BIM/CIM普及 (大規模構造物のBIM/CIM拡大)

橋梁、トンネル等大規模構造物の
詳細設計は原則BIM/CIMで実施
【H30 4件 → 試行拡大】



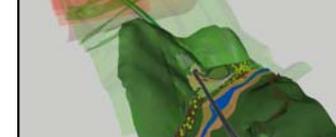
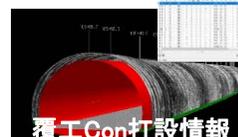
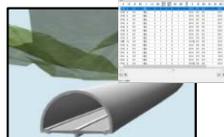
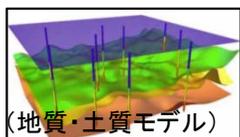
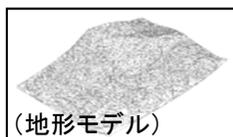
BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management)

測量・調査

設計

施工

維持管理



【作成データ】

- ・地形モデル
- ・地質・土質モデル

【得られる効果】

- ・シミュレーション活用
(防災対策等)

【作成データ】

- ・構造物モデル

【得られる効果】

- ・数量の自動計算
- ・自動積算
- ・干渉チェック
- ・施工や管理の事前検討

【作成データ】

- ・施工中のデータをモデルに反映

【得られる効果】

- ・最適な施工計画
- ・安全対策の立案
- ・出来形管理
- ・新技術活用

【作成データ】

- ・3次元点群データによる管理モデル

【得られる効果】

- ・常時監視化により
マネジメント経費の削減

3. 持続性のある地域建設業の育成

①自治体(県)発注業務実績を活用する業務の検討【継続】

◆現状・課題

- ・自治体(県)発注業務の同種や類似業務実績については、国実績と同様に評価を実施している。
- ・自治体(県)発注業務の業務成績や表彰実績を評価項目として取り入れた発注は現在行っていない。
- ・地域コンサルは地域に貢献し、自治体の実績も重ねており、特に災害時等、緊急時の対応は地域コンサルが実施している。

◆対応

上記課題を踏まえて、地域の守り手確保のためには地域コンサルの育成・存続は不可欠であることから、平成31年度引き続き、自治体の実績を活用した試行業務を検討する。

◆検討内容

業務手続きにおける評価項目案

- ① 自治体の業務表彰(災害対応除く)を評価
- ② 自治体の業務成績を評価
- ③ 災害時対応による自治体からの感謝状などを評価

※ 対象業務は、総合評価方式(簡易型)の調査設計、地質調査、測量を想定し、選定評価、総合評価の両方で検討

◆近年の取り組み

- ・平成30年度は、自治体の業務成績及び表彰実績の実態調査
- ・平成31年度は、調査した集計データについて協議・検討

3. 持続性のある地域建設業の育成

②四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行【継続】

【対象：総合評価落札方式（簡易型）（土木コン，測量，地質調査）】

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。
- 総合評価落札方式（簡易型）の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

〔従来〕

企業及び技術者の業務成績
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局 発注の完了業務の平均点で評価



〔試行〕

企業及び技術者の業務成績
四国地方整備局発注の 完了業務の平均点で評価

◆近年の取り組み

- 平成28年度より総合評価落札方式（簡易型）に適用
- 平成31年度も継続

3. 持続性のある地域建設業の育成

②四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行【継続】

総合評価落札方式(簡易型)の業務成績について、四国地方整備局発注の業務成績で評価。

①指名するための基準

評価の項目	評価の着目点	配点		
参加表明者の 経験及び能力	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去2ヶ年)	30		
	四国地方整備局における企業表彰の有無(過去2ヶ年)	5		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容	5	50	
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)	30		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)	5		

②入札するための基準

評価項目	評価の着目点	配点		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容	5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	CPDの取得状況	2		
	当該事務所、周辺での受注実績の有無(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)	28		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)	5		
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解	20	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性	10	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	10	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘	10	

3. 持続性のある地域建設業の育成

③ 四国実績を重視した業務(プロポーザル)の試行【継続(試行件数の拡大)】

○プロポーザル方式による設計業務を対象に、企業及び技術者評価について、四国地方整備局での実績を優位に評価する。

- ・ 同種・類似業務実績 : 四国地方整備局の同種業務実績を加え優位に評価。
- ・ 業務成績、表彰実績 : 四国地方整備局の発注業務、表彰実績のみを評価。

〔従来〕

同種 ・類似	A評価:同種	5点
	B評価:類似	3点
成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の 完了業務平均点で評価	
	A評価 : 78点以上	30点(100%)
	A'評価 : 76-78点	23点(75%)
	B評価 : 74-76点	15点(50%)
	B'評価 : 72-74点	11点(35%)
	B''評価 : 70-72点	7点(25%)
	B'''評価 : 68-70点	3点(10%)
表彰	A評価:四国地整局長	5点
	A'評価:四国地整事務所長	3点
	B評価:四国地整外局長&事務所長	2点
	B'評価:土木学会四国支部	2点



〔試行〕

同種 ・類似	A評価:四国同種	7点
	A'評価:四国外同種	5点
B評価:類似	3点	
成績	四国地整完了業務の平均点で評価 Top25点の74-78点を1点間隔	
	A評価 : 78点以上	25点(100%)
	A'評価 : 77-78点	22点(88%)
	A''評価 : 76-77点	19点(75%)
	A'''評価 : 75-76点	16点(63%)
	B評価 : 74-75点	13点(50%)
	B'評価 : 72-74点	9点(35%)
B''評価 : 70-72点	6点(25%)	
B'''評価 : 68-70点	3点(10%)	
表彰	A評価:四国地整局長	8
	A'評価:四国地整事務所長	4
	B評価:土木学会四国支部	2

2点移動で四国地整同種業務を優位に評価

3点移動

◆近年の取り組み

- ・平成27年度よりプロポーザル方式による設計業務を対象に1件試行を開始し、以降、平成28年度8件、平成29年度3件、平成30年度3件実施
- ・平成31年度は、試行件数を拡大

3. 持続性のある地域建設業の育成

④学会表彰の活用【継続(適用範囲の拡大)】

【対象:全ての発注方式】

○表彰評価の対象となる関連学会等の拡大について検討。

・地盤工学会四国支部、土木学会四国支部 → 四国に支部がある学会の拡大

〔平成30年度〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり

〔平成31年度〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、**日本応用地質学会中国四国支部**及び土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、**日本応用地質学会中国四国支部(優秀発表賞、優秀ポスター賞)**の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり



◆近年の取り組み

- ・平成30年度は、地盤工学会四国支部、土木学会四国支部の表彰実績を評価対象に追加
- ・平成31年度は、**日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象に追加**

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑤地域企業の活用促進(チャレンジ型)【新規】

【対象：総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

- 地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注業務実績しかない企業に対し、直轄業務への参入を促すことを目的とする。
- 企業・技術者の成績、表彰の評価は実施しない。(直轄実績のある者との差をつけない)

●参加表明時点

評価項目	評価内容	評価着目点	総合評価簡易(1:1)	チャレンジ型	
参加表明時点	企業	資格・実績等	登録部門	5	5
			同種・類似実績	10	10
		成績・表彰	成績	30	評価しない
			表彰	5	評価しない
	管理技術者	資格・実績等	技術者資格	10	10
			同種・類似実績	5	5
		成績・表彰	成績	30	評価しない
			表彰	5	評価しない
計			100	30	

●技術提案時点

評価項目	評価内容	評価着目点	総合評価簡易(1:1)	チャレンジ型	
技術提案時点	管理技術者	資格・実績等	技術者資格	10	10
			同種・類似実績	5	5
			CPD	2	2
		成績・表彰	成績	28	評価しない
			表彰	5	評価しない
			実施方針		
	実施方針	業務理解度	20	20	
		実施手順	20	20	
その他		10	10		
計			100	67	

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

① 一括審査方式の試行【継続(試行件数の拡大)】

【対象：総合評価落札方式(簡易型)】

○技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。

【H30試行実績】

●土木コン

- ・道路予備設計 2件一括審査
- ・道路付属物点検 2件一括審査

●地質調査

- ・地質調査 3件一括審査
- ・地質調査 4件一括審査
- ・道路水源調査 2件一括審査

◆近年の取り組み

- ・平成30年度より試行を開始し、総合評価落札方式(簡易型)を対象に5グループ13件で実施
- ・平成31年度は、試行件数の拡大

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

②特定(評価)テーマの評価項目の明確化【継続(評価方式の見直し)】

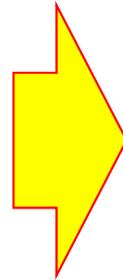
【対象:プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

- 入札手続きにおける評価の公平性を確保し、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に特定(評価)テーマの評価において記載する着眼点の項目数を限定する。
- 平成30年度は原則3項目であった項目数を、平成31年度は原則2項目とする。

●評価基準 【特定(評価)テーマ】的確性

[平成30年度]

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。
※着眼点については、3つまでとする。3つを超える記載があった場合は、全ての項目について優位に評価しない。



[平成31年度]

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。
※着眼点については、**2つ**までとする。**2つ**を超える記載があった場合は、全ての項目について優位に評価しない。

◆近年の取り組み

- 平成30年度より、プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型)の全件で実施
- 平成31年度もプロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型)の全件で実施

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

③総合評価落札方式 簡易な実施方針の試行【新規】

【対象:簡易公募総合評価(簡易型)】

○技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とし、実施方針を簡易なものとする。

〔従来〕

評価項目	評価項目の着眼点		評価
		評価基準	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
計			50

<記載内容>
 ○実施方針
 ○実施フロー
 ○工程表
 ○その他 計4項目

〔試行〕

評価項目	評価項目の着眼点		評価
		評価基準	
簡易な実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20
計			50

<記載内容>
 ○簡易な実施方針 ○工程表 計2項目

◆各事務所1件程度の試行を実施する

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

③総合評価落札方式 簡易評価型の試行【新規】

〔従来〕

(様式-12)

会社名 _____

・業務の実施方針

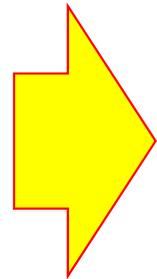
・業務フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注1) 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画、その他について簡潔に記載する。
 注2) 発注者が別途費用を要する提案は記載しない。
 注3) 会社名記載箇所以外に、提案者が特定される企業名等を記載してはならない。



〔試行〕

(様式-12)

会社名 _____

簡易な実施方針

・業務の実施方針

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1) 業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。
 注2) 発注者が別途費用を要する提案は記載しない。
 注3) 会社名記載箇所以外に、提案者が特定される企業名等を記載してはならない。